

# 長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月14日(金)  
午前10:10～午前10:50  
場 所 長野県庁西庁舎3階  
301会議室

司 会

お待たせいたしました。それでは、ただ今から長野県環境審議会地球温暖化対策検討会と関係団体との意見交換会を開催させていただきます。

あらかじめお断り申し上げますけれども、この意見交換会は関係団体する団体の意向をお伺いいたしまして、委員の皆様にも県民総参加の条例づくりに生かしていただくという趣旨で開催したものでございまして、本日は、対応の決定につきましては欠席委員の方もいらっしゃいますので、ここで決定することではなく、また後日検討会において決定させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、委員長さん申し訳ございませんが進行の方をお願いいたします。

(関係団体：(社)長野県環境保全協会)

高木委員長

お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。私どもが県の環境審議会から受けて、検討委員会を開催して一応骨子(案)をまとめて参りました。関係する団体の皆様方に、その骨子(案)をお示しして、それに対して皆様からのご意見を伺いたいということで、今日の開催になっております。

最初は、皆様、(社)長野県環境保全協会ということで、環境保全協会としてのご意見もあるでしょうし、長野県地球温暖化防止活動推進センターとしてのご意見もあるでしょうし、そういったご意見について忌憚のないご意見をいただきながら、そのご意見を受けた上で骨子(案)を修正すべきものは修正し、また条例に生かすべきものは生かしていくというようなことで話を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

どうやって進めればいんでしょうかね。

事務局

最初に、(環境保全)協会さんの方からペーパーを出してもらっていますのでお話いただいて、それを切り口として意見交換していただければと思います。

高木委員長

分かりました。

環境保全協会の方からご意見をいただいているので、まず、それについてご説明をいただいて、で、意見交換を始めたいと思っております。よろしいでしょうか。

環境保全協会

どういうふうにするか取り決めもしてまいりませんでしたので、私からまず骨子(案)を拝見いたしました感想といいますか、感想そのものが意見というふうにお考えいただいても構いません。申し上げたいと思っております。

まず骨子(案)ですか、3年前にできました長野県県民計画がなかなか実行

されないという思いが我々にございまして、ただ計画を作っただけでは何にもならない。どうやって実行していただくか、あるいはそれについて我が協会が、どうぞ協力できるのかというようなことを日頃から思っております。

今回委員の皆さんのご検討の結果骨子(案)がございまして拝読いたしますと、ほとんど県民計画をほとんどの分野で実行しようというふうに行っているなと拝読をしました。そういう意味では、全く落ちがないということでカバーできる範囲というのが、ほとんど網羅されているということで、安心をいたしました。

それからもうひとつは、分野別に誰が担当するとか、というようなことまでご検討が進んでいるように拝見をいたしました。そういう意味では立派に進展しているなという思いでございます。

地球温暖化防止ということは、我々の生活のあらゆる分野にかかわる広範囲の問題でありますので、これを十分に効果が上がるようにするには、とても2年や3年のことではできません。もう十数年タームで考えるべき事柄というふうに思いますので、例えば2月の県会に条例として提出されるということですが、期間があまりありませんのでおのずと物理的に十分な幅広い条例にはならないだろうというふうに思います。

そこでやっぱり実行をしていく順序みたいなものに従って、まず条例の基本みたいなものを入れると、それから個々の分野別にこういうことが必要だというようなこと、それを条例で持っていくのではないかと思いますけど、個々の「分野別にこうしていくのだ」というのは、2月の県会に全部網羅されている必要はないじゃないかと、真っ先に実行していかなければいけない部分だけ、2月県会に盛ればいいのかと、もっと長い期間で進めていくという前提で条例をおつくりになったらいいかなと思います。

それで多岐にわたりますので優先順位を付けろということでございますが、優先順位の付け方というのはまず温室効果ガスの排出削減効果という視点が一つ。そしてその政策を実行していくために必要な人的、資金的な裏付け、これが第二番目。この両方から網を掛けまして、お題目として挙げたはいいけどなかなか実行が難しく、そう簡単にはいかないというのが後回しになるのでしょうか。

これを排出削減効果とにらみ合わせながらやらないと駄目だと思いますが、いずれにしても全部を完全に盛り込んだような条例を、2月までにつくるということはちょっと難しいのではないかなという気がいたしました。

そこでくどいようですが、具体的に進めていく上の行程表みたいなもの、それにかかわる人員、資金、人員といっても県がやること、市町村がやること、業者がやること、我らNPOみたいなのがやることとか、いろいろ担う対象も違うと思いますので、その辺をこれから詰めていただいて、とにかく条例で実行すると、実現できるということを主体に考えていただきたいと思います。

以上でございます。

そこでそんな考えから今、お配りいたしました意見というところに、項目には優先順位を付けて、最優先の課題には取り組むというのはそんな趣旨でございます。我が協会あるいはセンターとしますと、効果もあり、既に一部進んでいるような部分ということで取り上げてみますと、2番目の例えばという意味でマイカー通勤の削減あるいは民生・家庭部門について、特に長野県は寒いわけですので、断熱効果の高い住宅に切り替えていただきたいと。それから産業部門と民生部門につきましては、これから国でも計画ができるようござい

すので、それとの整合性を取りながら進めるというようなことではないかなと思います。

それから効果を高めるには、実は調査とか結果の検証みたいなものと同時に手間がかかるのではないかと思います。またそれをやらないとざる法といいますが、  
ということで、きちんと効果を上げるために必要な人員というのは大変なものだというふうに想像するわけでございます。

それからここに書いてありますが、我々のようなものの意見を汲んでいただきたいというのは当然でございます。こんなことをちょっと簡単に書いて、申し上げた次第でございます。

以上です。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

我々が出した骨子(案)すべてを、条例として考えていくのではなくて、もっとはっきりと優先順位を付けて、いってみればめりはりのあるものを出していくべきであると。かつ最も優先順位の高いものとして、運輸部門のマイカー通勤削減と民生・家庭部門の住宅の省エネ化というのを取り上げていってほしいというご意見だと伺いました。

どうでしょうか。ここからは意見交換という形になるわけですが、我々としてもこのマイカー通勤削減というのを、どうやって条例の中に生かすのかというのは、すごく苦労したというか悩んだところなんです。

骨子(案)をご覧になってお分かりになったように、我々としてはマイカー通勤削減させるために実際にマイカー通勤を行っている、通勤をしている方に呼びかけて、自主的にやめていただくという方法と、それから企業の方針としてマイカー通勤を削減していく方法と、多分二通りのアプローチがあるかと考えて、これまでも環境保全協会では両方の取り組みを随分やっています。

我々としては企業の方針としてマイカー通勤を削減していくほうが、効果があるのではないかと考えて、あのような骨子(案)、要するに会社としての省エネの中にマイカー通勤を入れていくということが効果的なのではないかと考えて骨子(案)をつくったつもりです。

その点についてはいかがお考えですか。委員としては、それでよろしいですよ。

環境保全協会

おっしゃるとおりでして、実際に当協会の会員の機能というのは、300社ほどありますけれども、始めてから1年半くらいたっていますが、その中で我が会社でやりましょうとって手を挙げてくださった会社が70社ほどしかありません。5分の1ですね。

それからマイカー通勤をやりやすい企業とやりにくい企業があって、やりにくい企業というのは、工場が町外れにあって、そこに公の交通機関は何もないという工場が割とたくさんあるんですね。

そうしますと全員マイカー通勤に近いんです。ですが工場に近いところに住んでいる人も、マイカーで通っているような人はやめていただけたと思いますが、そうでないとほとんど進まない。一番やってみて「うん」と思われるのは『相乗り』ですね、相乗り。

相乗りってというのは、職場単位でやると効果があるんです。相乗りってというのは1台に1人乗ってきたとか、1台に5人乗れば5分の1ですむわけです。

ね。大変な効果なんです。ですから何とか相乗りということに、我々がお手伝いできることがあれば、なんていうようなことをちょっと直感的に思っているところです。そんなことをちょっとと思います。実際の担当者が

と言いますと、相乗りひとつとっても長野県の方は非常に勉強家というか、理屈っぽく申して、結局通勤災害、業務上災害、それが労働者災害法によって対象外になってしまうケースが十分考えられますので、非常にまた難しい面があります。

ということは三角形の一边を走ってくればいいのに、1人のために横道をそれますと遂行性起因性からすると、災害の対象にならないというようなのが、長野労働基準局クラス判断です。ただし事故が起きないと分からないという答えです。

相乗りは非常にいいことなんですが、じゃあというわけで70社から最近増えましたので現在90社になっていますが、具体的に会社でやろうという、まずトップがそういう気になって従業員さんもならなければ、従って委員長おっしゃるとおり両方からやらないと駄目だと思いますけれども、非常に時間がかかります。

それから寒く、雪の多いところですから、例えばノーマイカーで週一遍とか、月一遍でもいいですが、やったところというのはどうしても冬場はバスというふうになってしまいます。

そこで考えられることは、委員長は長野市のほうもやっていますから分かると思いますが、長野市の場合、朝、流入する車の96.5%が1人乗りだという統計が出ていますね。それだから2010年までに（長野県地球温暖化防止）県民計画によると、半減するとなっていますので、例えば7時から9時までの流入を半分にするには、今日は車の番号が下一位が奇数、明日は偶数日だから偶数というふうに規制でもしない限り、あの県民計画は達成できないのではないかなと。

一方同じことを、泰阜村とかああいふ全然立地条件の違うところへ同じことをやってもとても無理だと思いますので、従って条例とかみ合わせて考えますと、市町村はそういった対策を、事情に合ったようにしなければいけないというようなものを入れていただければなというところにつながってくるんです。

だから長野市、松本市クラスと101、102の市町村に対して同じ条件ならとても無理だと思います。どうしてもハードの面がまだ充実していませんので、専用道路だとかバスの最終時間とか本数とかいうようなところへどうしてもいってしまいます。

いずれにしろ何でも、うちの協会で行っているのはマイカー通勤節減なんです。何でもいから身近なことで「できることからやってみませんか」という入り方をしていますので、例えば2km以上の乗車距離の方は通勤費を出すのを3kmにさせていただきませんか。

当然その方々は歩くなり、電車で通勤していただませんかというようなことからやっていますが、今、こういう状況なものですから、給与、賞与をカットしているようなときに組合の関係もありまして、なかなか進んでいかないというのが現状でございます。

そんな程度しか。言い出せばものすごく長くなってしまいますから。

宮本委員

委員の宮本と申します。よろしくお願いたします。

私どもも、いろいろアイデアを出し合っこの骨子(案)にこぎ着けたわけなんです、この優先的に取り組みたいのは分かりますが、アイデアを今のようにたくさんいただかないとほんとに実効性はないと思いますので、今日アイデアをたくさんここでいただいていければと思っております。

マイカー通勤もそうですが、住宅の省エネ化も具体的にこんなのはどうだということをお教えいただければありがたいなと思っております。

黒沼委員

ちょっといいですか。

高木委員長

はい、いいです。幾つか意見があれば。

環境保全協会

委員優先です。

黒沼委員

ごめんなさい。

岡本委員

答えてもらっては。

高木委員長

もし今のに關しての。

環境保全協会

こんなに寒い長野県の建物が、暖かいところと同じ建物に今までなってきていましたね。考えてみると、とても不思議なんですね。ですこの際、特に今までの既存の住宅を断熱力の高いものに直すというのは、費用の割に割と効果が薄いんですね。

ですからやはり新築、これから建て替えますよ、新しく建てますよということに組み入れていただくのが、一番抵抗が少ないかなということ、今県内の断熱効果の高い住宅は2つ条件がございまして、1つは窓から出入りする熱、これは二重ガラスの窓が今考えられている。それから窓ガラス自身も、あまり熱伝導の高くないガラスみたいなものもできつつあるようです。

そういう意味でガラス屋さんのほうの発想と、それから建築屋さん、壁、柱をやっている、両方から断熱の提案があるんです。ところが一戸のうち全体として、こんな建て方がひとつのモデルですというのが、まだできてきません。今、建築界の皆さんに、ばらばらにやっけても施主としては窓は窓屋さん、柱は柱屋さんに頼むわけじゃないでしょうということをお申し上げて、モデルになるようなものを早急に2つ、3つ造って、一般に提示してくださいというふうにお願をしております。

そういう中で今度、省エネなどの設備ですね。今の給湯機ですとか、乾燥機ですとか、乾燥機なんかいらんよという意見もありますし、いろいろありますが、そういうものを組み合わせると、私がちょっと考えただけで、今のダイニングキッチンという大げさなものが、半分ですむようなことになるかもしれません。建物自体の断熱効果が高まりますとね。

ですから、そういうようなことを組み合わせると、それでも今までの住宅を建てるよりは、3割か4割割高になると思いますが、断熱効果が高いと10年くらいのうちに元が取れるような状況になるのではないかなと、今予測しております。

省エネしたために10年ぐらいで元が取れる、節約になる省エネ節約と、建てる時に余計にかかる投資とのバランスが10年ぐらいで取れるのではないかなと思いますが、そうなりますと、これをまとめた場合投資の対象になるんですね。10年で償還できて、というようなことができると、それを投資の対象として金融的な手当でもできることになるはずです。

そこまではまだ夢というか、かなり時間がかかるとは思いますが、努力すると数年のうちに、金融のバックアップまで付けて断熱住宅設計というのができるのではないかなと思っています。

そんなことで今、業界の、特に建設業界の皆さんにお願いをしている最中であります。

黒沼委員 よろしいですか。

高木委員長 はい。

黒沼委員 遅れましてごめんなさい。松本のノーマイカーデー推進市民会議の幹事もしております黒沼と申します、どうぞよろしく申し上げます。

私ども、マイカー通勤削減についての企業でどういようにそれぞれの方々が働き場所に来て、それを乗り合いだとか、車に依存するそういう通勤の形態ではなくて、どのような削減できるかということを経営的に計画を出すというような条例をつくったわけなんです。

だけどやっぱり長野県のような中山間地ですと、今おっしゃられたように車に頼らざるを得ないという、そういう働き場所を持っているわけなので、これがなかなか絵に描いた餅になりやすいということで、やはり公共交通をどう促進する、あるいは長野県全体の交通政策を、やはり全般的に考える必要があるんじゃないかという議論が出たわけです。

ところがお金がどうしても足りない、どこから持ってくるかということで、やはり今のこういう財政難だとかハードにお金をかけるという、そういう流れになっていないものですから、大変難しかった。

そこで私が考えるところなんです、今、企業が個人に出している通勤手当というものを、交通政策の政策費に出していただくというような、もしそういうことを提言した場合には、その企業のコンセンサスが得られるかどうかということ、ぜひちょっと教えていただきたいと、こんなふうに思いますが。

環境保全協会 そういう発想をしたことはありませんが、直感的には恐らく一步も進めないと思います。

黒沼委員 そうですか。

環境保全協会 ええ。やっぱりお金というのは、直接受け取る人に利益が分かるような方法で動くことが一番大事なんですね。通勤手当というの、即その人に分かるんですよ。それを迂回(うかい)して行政から何かやるなんていっても、非常に効果は薄れていくと思います。

もしそういうことで公のお金が必要なら、自動車税の、特別自動車税かなんかを掛けるほうがずっといいと思いますね。長野県のマイカーは、よその県より税金が高いよと。だからこそ、いい空気が吸えて、景色がいいじゃないです

か。その見返りですよというようなことで、環境税かなんかをお取りになるほうが楽かなと思います。

それで公の交通機関をもう少し整備すれば乗ってくださるのではないかというのは発想が逆だと思います。実際問題として、昔はバスが走っていたのに、乗らなくなるものでバス会社が路線をやめているんです。順序が逆なんですね。マイカーのほうが利用価値が高いもので、バスが排除されてきたというのがある、ですからその流れを変えようというのは、逆にマイカーはやらせませんよといわない限り駄目だと思います。

高木委員長

はい。

牧内委員

続き、いいですか。

黒沼委員

はい、どうぞ。

牧内委員

時間がないようですが、ちょっと話題を転換をさせていただきますけれども、先ほど会長さんのお話にあったように、もし仮に条例を運用すれば相当な人員が必要になる。これは私どもが考えても、各いろいろな組織で、いろいろな段階で相当な人員が必要になってくると思うんです。

それをサポートしていくということが、単に規制を加えるだけではなくて、いかにサポートしていくか、条例の考え方として協働という言葉を使っているんですが、まさしくそういうことを実現していくためには、ひとつは防止センターの役割というのは大きいのではないかなと、こんなふうに思っております。

これはひとつのご提案といえますか、意見なのですが、防止センターの各地域の地域センターといったようなことを、構想をしていったら各地域のサポート役になっていただけるのではなからうかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

環境保全協会

おっしゃるとおり、現在ももう進んでいまして、県内で150人ほどの温暖化防止活動推進員というのがいます。ただこれは、「やりたい方、手を挙げてください」という方式でやってきましたものですから、地域別に偏りがあるんです。

私どもは過疎地へ行きますと、手を挙げてくださる方はほとんどいない。そういうわけで、長野市にはたくさんいるけど伊那市にはいないとか、そういうちぐはぐなことがあるのがひとつ。

ですので、その補いとして今、村は無理かなと思いますので、せいぜい町、町まで、役所の中に1人でいいですから、そういうことの旗を振るポストの人を任命していただきたいというお願いをしています。

こういうようなことは、ほんとは県が旗振り役になって、「こういうポストを設けてくださいね」と言っていたらいいんですが、なかなか県がやることでもやっていただけない。だから我々はお願ベースでやっているというのが実態です。

これは県がきちっとやっていただけるとすれば、すぐできることだと思うんです。現に40市町の中で、今、我々の会員になっていただいている地方自治体は13団体あります。ですからその3倍ぐらいになりますと。全市と町だけ

は必ず1人置いていただけそうにはなりつつあります。

それから温暖化センターがやっているもうひとつの柱の大きいのは、企業の省エネです。これは、やっぱりエネルギーをたくさん使うのは圧倒的に企業なんです。だから企業の経営者が立ち上がって「分かった」と言ってやっていただくと、効果が絶大なんです。

そういうことをやっていただき、推進をしていただき、効果を判定するような制度ができていまして、これは幾つもの制度ができていまして、そういう制度を進める推進の人とか判定する人、これを我がセンターでお願いしたり育成したり、資格を取っていただいたりをしています。そして今、ほとんどの方がフル操業で活動しています。

そういう意味では企業の部分というのは、割と早く進みつつあります。

高木委員長

時間の問題をどうしたらいいんでしょうか。あまりずれ込んで。

事務局

あれですか、じゃあ30分くらいまで。

牧内委員

一言だけ。

高木委員長

はい。

牧内委員

今のお話を聞いて心強く思ったのですが、これは私の意見なのですが、今の条例の骨子(案)に足りないところは、そういう組織論のところ足りないのかなと思っています。

やっぱり今、会長さんのほうから市町村というお話がありましたけれども、マイカー通勤もそうなんです、市町村の枠を超えた移動というのもありますし、企業のお話もそうですけど、やっぱり広域的に取り組んでいく必要があって、そういうことといえば県の、来年はどういうふうになるのか、地域本部というのでしょうか。ちょっと分かりませんが、現段階でいえば地方事務所レベルで、その地域の温暖化防止センターと一緒にした人員配置、取り組みができるとかなり違うんじゃないかなと思います。これは意見であります。

岡本委員

岡本です。

センター、協会のほうからいただいたご意見を進めるために、一言お話をさせていたきたいと思います。

保全協会推進センターの皆さんはご存じのように、金融の専門家でありますし、私も県民計画というところでも、網羅的に温暖化のことは一通り考えたのかなと。ただそれが進まない一番の大きな原因のひとつが、財政的な裏付けがないと。

それから今、牧内さんのほうから組織的なという話があったのですが、財政的なという話で先ほど黒沼委員がお話をした、大きく交通システムを変えていくための財源ということで、提案をされたところで さんのご意見があったわけですね。

私も前回の委員会だったと思いますが、自動車税の上乗せを交通対策に将来使えないだろうかという提案をいたしました。そして今回の条例の中では、県の地球温暖化対策という4番のところ、財政上の措置とかを調査研究情報提供をするというふうになっています。



でも さんのほうからも先ほど、それは企業の支出よりも税のほうがいいんじゃないかというようなお話があって、私の意見と重なるところがありますので、ぜひすぐにということではありませんが、保全協会のほうで、またそういったことを一緒に協力していただけるとありがたいと思います。

それともうひとつ最初の段落でお話しいただいた、相乗り通勤のことなんです。これももう随分長い間議論をしていて、堂々巡りで一步も進んでいないというのが実感です。

それでひとつ今日ここで話をいただいた中で、これは委員なり、こちらの検討会のほうの宿題ということになるのかもしれないけれども、相乗り通勤をした場合に、労災が適用にならない事例があるから難しいのだというところで話が止まっています。

それでは実際県内で、通勤途上の労災事例というのがどのくらいあったのかということをもとに数字を出して、検討していくべきだというふうに思います。そういうことがあるかもしれないから大変なんだという話では一步も進まないと思っていますので、どのくらいの事例があるのか。そしてもしそういった制度を取り入れた場合に、リスクがかかってくる事例はどのくらい予想されるのかということ想定すると。

それに対して、何か手当てができないかということですね。その場合に、これはひとつの案なのですが、特に環境保全協会に結集している300社は、日ごろ啓蒙(けいもう)啓発あるいは自主的な活動ということで、熱心な企業さんというふうに考えておりますので、例えばこの300社が中心になって、あるいはそこに県も加わりということでもいいと思うんですが、考えられ得るリスクを担保するための、新しい保険制度をつくって、この企業が、あるいは県と協働してその保険代金を積み立てていくということが考えられないかどうか。

私は、県民計画を考えているときに、交通政策課長さんのところへ、私の知り合いの保険屋を連れて行って、新しい保険をいくらかでもつくれますよという話までした覚えがあります。それもひとつも進んでいないみたいなので、特に具体的にお金の問題として精査していく。そしてそれを誰が、どう負担するのかというところを、ちょっと条例化までの間に検討できれば、この問題を少し進めることが可能になってくるかもしれないというふうに、お話を聞いていました。

ご意見がありましたらお願いします。

環境保全協会

私は交通法規はよく知っていますが、労災はよく知りませんが、例えば5人の人が、今度こういうルートで拾いながらどこそこまで行きますという、そのルートさえ確定して、報告してもらえば、そのルートを通って起こった災害は労災を適用しますよというようなことに、ちょっと変えてもらえばできることだと思うんですよ。

それも法律を変えてもらう手段のひとつですし、あるいは特区をつくりまして、長野県全下、相乗り特区みたいなものを申請して認めてもらうということも、可能ではないのかなというふうには思います。

岡本委員

簡単に話します。

それは私も思い付いて、去年の秋に特区申請を出したのですが、 さん、何か門前払いのような形でそのままになっていますね。もう一回チャレンジしますか。

環境保全協会

よろしいですか。

相乗りの場合、もうひとつあります。朝はいいんです。マイカー通勤節減運動に参加された会社で、1社だけ3カ月間相乗り運動をやったことがあるんです。3カ月間という期限が、ひとつヒントです。

それからもうひとつは、申し上げかけた朝はいいんですが、帰りがばらばらなんです。買い物へ行く方やら、病院へ行くとかいろいろあって、非常にそこが困っていました。参考までに。お金じゃないんです。

高木委員長

だいぶもう時間が来ておりまして、今日いただいたご意見の中で優先すべき運輸部門と民生・家庭部門というのは、全く私たちとある意味では同じ思考を持っております。

やりたいことも、ほぼ同じ方法です。実際にこの条例が仮にできたとして、それを実行していくときに温暖化防止活動センターあるいは環境保全協会に、いろいろとご協力をいただかなければならないことが相当あるということ、我々は前提の上でこの条例をつくっておりますので。

環境保全協会

そうですね。それは、困るな。

高木委員長

勝手にやっています。

環境保全協会

協会、それからセンターとも人の数がありさえすれば、やりたいことは山ほどあります。ところが人の数といっても、その人たちは生活していますので、お金差し上げないといけないんですね。ところが、差し上げるお金はどこからも出てきません。

そういうわけで、ただで働いてくれる人を頼りというわけにもいきませんので、やっぱりどこかからお金が出ないと人も雇えない。人を雇えないと、いくらご要求をいただいてもできないと、こういうことでもあります。

今のところ、人員とやっている仕事は、ほとんどすき間なくやっています。多分こういう、どちらでもいいような協会では、ものすごく生産性が高いんじゃないかと思えますけど。

高木委員長

保全協会あるいはセンターの機能をどういうふうに強化していくのか。それに県が何ができるのか・・・。

環境保全協会

そうですね。

高木委員長

もちろん考えていかなければ、一方的な話ではないですし、それから推進員をこれからどういうふうに運用していくか、ということに関しても私達としても今の完全だとは思っておりませんので。もっと強力で推進できる体制づくりということも考えておりますので。骨子(案)の中にも推進員さんのことは挙げてありますし、センターのことも挙げてありますので、今後ともご協力のほどをとということなんです。何か。

環境保全協会

センターを担当しています。です。よろしくお願いたします。挙げました意見の一番最後の、4番目に「県民や議会の意見を条例に反映する」という

ように差し上げてありますけれども、県民計画そのものもいったい長野県民にどのくらい浸透しているのか、という一番大きな問題があると思うんです。

今回も、この条例の骨子(案)をホームページに出ているようなんです。それからまた県内4箇所で説明会を開くというようなのがホームページに出ていますけれども、今日こちらに県のホームページの1ページ目を持って来たんですが、残念ながらここには出ておりません。これにたどり着くまでには、クリックを4回ぐらいしなくてはいけない。しかも、それを見るという意味を持って探していかなくては出てこない。誰でも、さっと分かるような状態にはなっていないんですね。ましてや、現在、県の広報紙が発行されないで、ただ新聞にぴらっと出るだけの方法しかない段階で、どうやって県民にそういうものを知らせていくのかということ、これを真剣に考えていかなければならないと思います。

高木委員長

今いただいたご意見、例えば現在進行形のこの条例の意見を募集しているよとか、説明会がありますよということがホームページの中で我々の環境系の仲間が探そうと思うと結構大変だという現実があり、ここにあると分かっているのにどこにあるのかが分からないという現実があるという指摘を受けておりますので、できるだけ早急にもうちょっと分かりやすい位置にURLを入れていただいて、理想はトップページのどこかでそれが出ていけば一番いいわけですけれども。その辺は県の中のいろんなことがあると思いますが、もうちょっと分かりやすいようには是非、早急に検討をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。だいぶお待ちの方もいらっしゃる・・・。

環境保全協会

こちらは申し上げたいことは、申し上げた。みんなじゃないけど。

高木委員長

別に今日が終わったらもう2度と会わないというお話ではございませんので。

環境保全協会

私共の立場は、むしろ皆さんと同じ立場、推進する方の立場ですから。意見は普通に申し上げればいいと思うんですけれども。

高木委員長

テレビのないところでも、いずれでもお話できると思いますので、また遠慮しないで、我々も遠慮しないでいきたいと思っておりますから、今後ともよろしくお願いいたします。

— 同

どうも本日はありがとうございました。

( 議事録中の 部分は確認できなかった部分です。 )